

基 発 第 1 4 0 号

平成6年3月16日

改 正 基 発 第 6 9 号

平成8年2月20日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

解雇、賃金不払等に対する対応について

現下の経済情勢に伴い、解雇、賃金不払等に関する事案が増加している状況にあることにかんがみ、平成6年度行政運営方針において、これらに対する的確な対処について指示したところであるが、さらに下記の点に留意の上、適切な対応を期すること。

記

第1 使用者に対する対応

1 解雇、賃金不払等に関する関係法令の周知

解雇や賃金不払等は、労働者の生活に重大な影響を与える問題であることから、解雇については適切を欠くものとならないよう慎重に取り扱われるべきものであり、また、賃金についてはいかなる場合においても確実に支払がなされるべきものである。

このことを確保するためには、これらに関する留意点について広く周知を行っていくことが必要であり、このため、局署においては、集団指導を始め各種機会をとらえ、別添のリーフレットを配布し、使用者に対して、労働基準法の定め等について周知を行うよう努めること。

2 解雇に関する使用者からの相談への対応

事業活動の変動等に伴い、使用者から解雇の取扱いに関する相談がなされる例も多くみられるが、これらの相談がなされた場合には、別添のリーフレットを交付し、

労働基準法の定め等について説明すること。

なお、この場合、相談者に対し、労働基準法の定めを反しなければ解雇を自由に行い得るとの誤解を与えることのないよう十分に留意すること。

第2 労働者に対する対応

解雇、賃金不払等に関し、労働者から相談がなされた場合には、相談者の置かれている状況に意を払い、懇切丁寧な対応に努めるとともに、次に示すところに留意の上適切な対応を行うこと。

- (1) 相談の内容が労働基準法に照らし問題が認められる場合には、当該事案の解決に向け、迅速、的確な処理を行うこと。

この場合、解雇に関する事案であって、労働者の真意が当該事業場において引き続き就労することを求めることにあり、解雇に至る経緯等からみて、なお労使間でこの点に関する話し合いを行う余地を残していると認められる場合については、当該事案の処理の中で、使用者に対し、別添のリーフレットを交付し、労使間で十分な話し合いを行うよう勧奨し、当該事案の解決を図ることにも配慮すること。

- (2) 相談の内容が、解雇、労働条件の切下げに関する相談等であって、労働基準法に照らし問題が認められず、労働基準監督機関において解決を図ることができない場合には、相談者に対し、その理由について十分な説明を行い、理解を求めることとなるが、この場合、単に労働基準監督機関において処理することができない旨の説明にとどめることなく、別途作成し、送付する資料を参考に、相談内容に応じて、関連する裁判例等相談者が必要とする情報を提供するように努めること。

また、この場合、相談の内容に応じ、次の点に留意すること。

イ 相談者の必要に応じ、さらに、都道府県、市町村、弁護士会などで行っている法律相談等、適当な相談先について教示すること。

ロ 雇用保険の支給や離職票の交付に関する相談については公共職業安定所を、社会保険に関する相談については社会保険事務所を、労使関係に関する相談については都道府県の労政主管事務所を、女子の機会均等、育児休業等に関する相談については都道府県婦人少年室を、それぞれ相談先として教示すること。

ハ イ及びロの相談先の教示に当たっては、その所在地、電話番号、担当窓口等を教示するように努めること。

なお、必要に応じ、別添のリーフレットを交付すること。